

平成28年6月

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

人民元建て中国ソブリン債券ファンド 繰上償還<予定>のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「人民元建て中国ソブリン債券ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、繰上償還の実施を予定しております。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい、手続きを行います。

繰上償還の理由、手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照下さい。

なお、今般の繰上償還に賛成いただける場合には、お手続きの必要はございません。

賛成いただけない方のみ、後掲「3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法」をご確認のうえ、お手続きください。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 クライアントサービス第二部
電話番号 03-5290-3519 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

1. 繰上償還の理由

当ファンドが投資対象とするユーロ円債の発行体(BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V.)の関係会社であるBNPパリバ証券より、償還期日(平成28年8月31日)においてユーロ円債の新規発行を行わない旨、通知を受けました。

本ユーロ円債の償還によって平成28年8月31日以降に当ファンドの投資対象が無くなるため、商品性の維持が困難になること、また、当ファンドは単位型であり、受益権総口数が信託約款で定める口数(30万口)を下回る状態が続いていることから、繰上償還することといたしました。

2. 今後の手続きと日程

内容	日程	詳細
受益者の確定	平成28年6月16日	左記時点の受益者が対象となります。
書面による議決権行使の期限	平成28年7月15日	平成28年7月15日まで、書面により議決権を行使することができます。 ※詳細は後掲「3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法」をご参照ください。 繰上償還に賛成いただける場合、特別な手続きは必要ありません。
書面による決議の日	平成28年7月19日	期限までに受付けた議決権行使口数を集計します。 議決権を行使することができる <u>受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決</u> されます。 上記の議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、繰上償還は行いません。 この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。書面決議の結果は、弊社ホームページで閲覧いただけます。
繰上償還予定日	平成28年9月6日	正式決定した場合、繰上償還いたします。

3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法

(1) 繰上償還に賛成いただける場合

特別な手続きは必要ありません。

※受益者が議決権を行使しない場合(「議決権行使書面」を郵送しない場合)は、書面決議について賛成するものとさせていただきます。

(2) 繰上償還に反対される場合

本書面及び添付の「書面決議参考書類」等をご確認いただき、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、書面による議決権行使の期限(平成28年7月15日)までに、弊社までご郵送下さい。

< 締切日 > 平成28年7月15日弊社必着 (平成28年7月16日以降の到着分は無効となります。)

< 宛先 > (同封の返信用封筒をご利用ください。)

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品部

(3) ご注意事項

- ・受益者が、議決権を行使しない(「議決権行使書面」を委託会社へ送付しない)場合は、前掲1. の繰上償還(以下「議案」といいます。)について賛成するものとさせていただきますので、賛成いただける場合にはお手続きの必要はございません。
- ・本議案についての賛否の欄に記載がない議決権行使書面をご送付された場合には、本議案について賛成するものとさせていただきます。
- ・同一の受益者の方が同一の議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権を無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・議決権を行使することができる受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- ・繰上償還の決議に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、当ファンドの解約スケジュールに則り、ご換金のお申し込みを受付けます。

4. 反対受益者の買取請求手続き

- ・繰上償還に反対の手続きをされた受益者が対象となります。
- ただし、繰上償還に反対された受益者が、**必ず買取請求をしなければならないわけではございません。**
- ・買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

(1) 買取請求について

繰上償還が決定した場合、繰上償還に反対された受益者は、**買取請求期間中(平成28年7月20日～平成28年8月8日)**に自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して※、投資信託財産による買取請求をすることができます。

※ 買取請求は、繰上償還に反対された受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(2) お手続きについて

お手続き方法は、繰上償還に反対された受益者の方に対して、別途弊社よりご案内させていただきます。

(3) 買取価額

買取価額は、繰上償還がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。

(4) ご注意事項

- ・当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)は**お客様負担として、買取代金から差し引かれます。**
- ・上記の手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、**通常の換金手続きよりも日数を要する可能性があります。**
- ・繰上償還の決議に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、**当ファンドの解約スケジュールに則り、ご換金のお申し込みを受付けます。ただし、平成28年8月9日以降は換金(解約)の受付を停止させていただきます。**
- ・買取請求手続きを行う際には、**個人番号(マイナンバー)のお届け**が必要となります。

個人情報の取扱いについて

書面決議にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きにともない取得した個人情報は書面決議および買取請求に関する事務を処理するために利用いたします。

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

当ファンドが投資対象とするユーロ円債の発行体（BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V.）の関係会社である BNP パリバ証券より、償還期日（平成 28 年 8 月 31 日）においてユーロ円債の新規発行を行わない旨、通知を受けました。

本ユーロ円債の償還によって平成 28 年 8 月 31 日以降に当ファンドの投資対象が無くなるため、商品性の維持が困難になること、また、当ファンドは単位型であり、受益権総口数が信託約款で定める口数（30 万口）を下回る状態が続いていることから、繰上償還することといたしました。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成 28 年 9 月 6 日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

該当事項はありません。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別添資料をご参照ください。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

別添資料

直前に作成された財産状況開示資料等の内容

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成26年8月14日現在	第7期 平成27年8月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,993,403	17,428,815
社債券	448,876,480	310,731,560
流動資産合計	473,869,883	328,160,375
資産合計	473,869,883	328,160,375
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	5,649,200
未払解約金	3,142,400	—
未払受託者報酬	148,557	102,816
未払委託者報酬	4,803,180	3,324,363
その他未払費用	10,887	8,230
流動負債合計	8,105,024	9,084,609
負債合計	8,105,024	9,084,609
純資産の部		
元本等		
元本	470,890,000	282,460,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△5,125,141	36,615,766
純資産合計	465,764,859	319,075,766
負債純資産合計	473,869,883	328,160,375

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成25年8月15日 至 平成26年8月14日	第7期 自 平成26年8月15日 至 平成27年8月14日
営業収益		
受取利息	9,510	2,834
有価証券売買等損益	32,888,620	74,450,120
その他収益	297,238	301,428
営業収益合計	33,195,368	74,754,382
営業費用		
受託者報酬	165,285	125,199
委託者報酬	5,344,166	4,048,313
その他費用	48,840	34,314
営業費用合計	5,558,291	4,207,826
営業利益又は営業損失(△)	27,637,077	70,546,556
経常利益又は経常損失(△)	27,637,077	70,546,556
当期純利益又は当期純損失(△)	27,637,077	70,546,556
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	—	—
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△34,045,267	△5,125,141
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,283,049	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,283,049	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	23,156,449
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	23,156,449
分配金	—	5,649,200
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△5,125,141	36,615,766

以上